

**③特定技能所属機関が個人事業主であって、
健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合（直接雇用）**

「特定技能（１号）」の在留資格認定証明書交付申請に係る提出書類一覧

- ◆ 申請書及び添付書類は、片面印刷のものに記載し、本表にてご確認（「提出確認欄」の「有」又は「無」に○を付けてください。）の上、本表の番号順に並べ、本表とともに提出してください。その際、申請の区分に応じて、提出を省略する書類がある場合は、本表の「提出確認欄」に、当該書類を添付した過去の申請の提出日（申請日）又は申請番号をお書きください。
 - ◆ 同じ特定技能所属機関に所属する複数の申請人について同時申請する場合は、申請人ごとに本表を添付の上、以下のとおり提出してください。
 - ・ 本表の番号１「申請人名簿」筆頭の申請人については、本表の番号１から２５までの提出を要する全ての書類を番号順に並べてください。
 - ・ 本表の番号１「申請人名簿」の２人目以降の申請人については、本表の番号２～１２、１７、２２～２５の書類を番号順に並べ、申請人ごとに１件ずつクリップ等（ホッチキスを除く）で綴じた上で、名簿順に並べてください。
 - ◆ 本表の注意書きの意味は以下のとおりです。なお、提出の可否については「留意事項」の欄も必ず確認してください。
 - （注１）申請人に係る過去１年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。
 - （注２）受け入れている任意の外国人に係る過去１年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。
 - （注３）受け入れている任意の外国人に係る在留諸申請において同一年度のものを提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。
 - （注４）申請人に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請後、最初の在留期間更新許可申請時のみ提出が必要なもの。
 - （注５）受け入れている任意の外国人に係る過去１年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済みの場合に省略できるもの。
 - （注６）初めて受け入れる場合の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）のみに提出が必要なもの。
 - ◆ 原本の提出が求められるものについては、発行（作成）後３か月以内のものに限りします。
 - ◆ 書式の欄の「参考様式」は必ず使用しなければならないものではありませんが、同様の内容を記載した書類を提出する必要があるものです。
 - ◆ 個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合には、本表に記載している資料以外についても提出を求めることがあります。
 - ◆ 様式のセルをクリックすると、参考様式のデータが出ます（インターネット接続環境が必要です）。
 - ◆ 様式は法務省ホームページ上でも配布しています。
- http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

申請の氏名

所属機関の氏名又は名称

番号	必要な書類	書式	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄	
					○をつける。	過去に提出した日 又は申請番号		
1	特定技能外国人の在留諸申請に係る提出書類一覧・確認表	法務省HPに掲載	○	申請前に本表にて提出書類をご確認ください。	有	無	有	無
	申請する特定技能外国人の名簿	法務省HPに掲載	△	同一の特定技能所属機関に所属する複数の特定技能外国人について同時に申請する場合に必要です。	有	無	有	無
	返信用封筒	—	○	・ 定形封筒に宛先を明記の上、４０４円分の切手（簡易書留用）を貼付したものが必要	有	無	有	無
2	在留資格認定証明書交付申請書	（省令様式） 別記第6号の3様式	○	・ 申請人の写真（縦4cm×横3cm）の裏面に申請人の氏名を記載して申請書の写真欄に貼付 ・ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。	有	無	有	無
3	特定技能外国人の報酬に関する説明書	参考様式第1－4号	○		有	無	有	無
4	特定技能雇用契約書の写し	参考様式第1－5号	○	・ 申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	有	無	有	無
5	雇用条件書の写し	参考様式第1－6号	○	・ 申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	有	無	有	無
6	事前ガイダンスの確認書	参考様式第1－7号	○	・ 申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	有	無	有	無
7	支払費用の同意書及び費用明細書	参考様式第1－8号	○	・ 申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	有	無	有	無
8	徴収費用の説明書	参考様式第1－9号	○		有	無	有	無
9	特定技能外国人の履歴書	参考様式第1－1号	○		有	無	有	無

**③特定技能所属機関が個人事業主であって、
健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合（直接雇用）**

番号			必要な書類	書式	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○をつける。	過去に提出した日 又は申請番号			
10	試験等により証明する場合	技能水準	技能試験の合格証明書の写し又は合格を証明する資料	—	○	・申請人のものが必要 ・4ページ以降の各分野ごとに求められる書類のものが必要 ・合格証明書等については発行後3か月を超える場合であっても、当該証明書等の有効期限内であれば差し支えありません。	有	無		有	無
			その他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料	—	○		有	無		有	無
		日本語水準	日本語試験の合格証明書写し又は合格したことを証明する資料	—	○		有	無		有	無
			その他評価方法により日本語水準を満たすことを証明する資料	—	○		有	無		有	無
	修了した者であることを証明する場合	技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する資料	—	○	・申請人のものが必要 ・4ページ以降の各分野ごとに求められる書類のものが必要 ・合格証明書等については発行後3か月を超える場合であっても、当該証明書等の有効期限内であれば差し支えありません。	有	無		有	無	
		技能実習生に関する評価調査書	参考様式第1－2号	○	・申請人のものが必要 ・技能検定3級等の実技試験に合格していない場合に提出が必要 ※当該外国人が過去に実習を行っていた実習実施者から評価調査書の提出を受けることができないなど、技能実習2号を良好に修了したことの証明ができない場合には、評価調査書を提出することができないことの経緯を説明する理由書のほか、評価調査書に代わる文書の提出が必要	有	無		有	無	
11			健康診断個人票	参考様式第1－3号	○	・別の様式での提出でも差し支えないが参考様式にある受診項目が記載されたものに限る。 ・外国で受診した場合は日本語訳も必要	有	無		有	無
12			通算在留期間に係る誓約書	参考様式第1－24号	○	・「特定技能1号」の通算在留期間が4年を超えた後の申請において提出が必要	有	無		有	無
13			特定技能所属機関概要書	参考様式第1－11号	△ (注2)		有	無		有	無
14			住民票の写し	—	△ (注2)	・マイナンバーの記載がないもの ・本籍地の記載があるもの ・特定技能所属機関（個人事業主）のものが必要	有	無		有	無
15			税目を申告所得税の納税証明書（その2） （直近2年分）	—	△ (注3)	・特定技能所属機関が、申請人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合で、過去1年以内に技能実習法の「改善命令」を受けていない場合には省略が可能。	有	無		有	無
16			労働保険料等納付証明書（未納なし証明）	—	△ (注6)	・申請時に特定技能所属機関が特定技能外国人を受け入れておらず、かつ、労働保険の適用事業所の場合に提出が必要 ・特定技能所属機関が従前労働者を雇用していない場合は提出が不要 ・労働保険の適用事業所でない場合には、労災保険に代わる民間保険の加入を証明する資料が必要	有	無		有	無
			・領収証書の写し（直近1年分） ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し（領収証書に対応する分） *労働保険事務組合に事務委託している事業場は、事務組合が発行した「労働保険料領収書」の写し（直近1年分）及び労働保険料等納入通知書の写し（領収書に対応する分）	—	△ (注2)	・申請時に特定技能所属機関が特定技能外国人を受け入れており、かつ、労働保険の適用事業所の場合に提出が必要 ・労働保険の適用事業所でない場合には、労災保険に代わる民間保険の加入を証明する資料が必要	有	無		有	無

**③特定技能所属機関が個人事業主であって、
健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合（直接雇用）**

番号	必要な書類		書式	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
						○をつける。	過去に提出した日 又は申請番号			
17	雇用の経緯に係る説明書		参考様式第1-16号	○	・雇用契約の成立をあっせんする者がある場合には、「職業紹介事業所に関する「人材サービス総合サイト」（厚生労働省職業安定局ホームページ）の画面を印刷したもの」の提出が必要	有	無		有	無
18	国民健康保険被保険者証の写し		—	△ (注2)	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（個人事業主）が国民健康保険料（税）の納付について納付や換価の猶予を受けている場合であって、国民健康保険料（税）納付証明書にその旨の記載がない場合には、これらに係る通知書の写しのいずれかの提出が必要 ・特定技能所属機関（個人事業主）のものが必要	有	無		有	無
	国民健康保険料（税）納付証明書		—	△ (注5)		有	無		有	無
19	・国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て） ・被保険者記録照会（納付Ⅱ） ＊いずれかを提出 ＊国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出が不要 ＊国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付Ⅱ）への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付Ⅱ）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。		—	△ (注5)	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（個人事業主）のものが必要	有	無		有	無
20	税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書 ＊税務署発行の納税証明書（その3）		—	△ (注2)	・特定技能所属機関（個人事業主）のものが必要 ・換価の猶予、納税の猶予又は納付受託を受けているときには、これらの適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある項目について、税務署発行の未納額のみ納税証明書（その1）	有	無		有	無
21	（地方税） 税目を個人住民税とする納税証明書（前年度） ＊市町村発行の納税証明書		—	△ (注2)	・特定技能所属機関（個人事業主）のものが必要 ・納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明に記載されていない場合には、これらに係る通知書の写しの提出が必要	有	無		有	無
22	1号特定技能外国人支援計画書		参考様式第1-17号	○		有	無		有	無
23	委託する場合	支援委託契約書の写し	参考様式第1-18号	○	・1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合のみ提出が必要	有	無		有	無
	委託しない場合	支援責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式第1-19号	△ (注2)	・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	有	無		有	無
		支援責任者の履歴書	参考様式第1-20号	△ (注2)		有	無		有	無
		支援担当者の就任承諾書及び誓約書	参考様式第1-21号	△ (注2)		有	無		有	無
		支援担当者の履歴書	参考様式第1-22号	△ (注2)		有	無		有	無
24	二国間取決めにおいて「遵守すべき手続」に係る書類		—	○	・カンボジア国籍の方は、カンボジア労働職業訓練省（MOLVT）が発行する証明書が必要 ・その他の国籍の方で、二国間取決めにおいて「遵守すべき手続」が定まった場合には随時法務省HPで公開予定	有	無		有	無
25	特定技能外国人受入れに関する運用要領（別冊（分野別））に記載された確認対象の書類（誓約書等）		—	○	・次ページ以降の各分野ごとに求められる書類が必要	有	無		有	無

**③特定技能所属機関が個人事業主であって、
健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合（直接雇用）**

就労を希望する分野について必要な書類を確認の上、提出してください

番号			必要な書類	書式	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○をつける。	過去に提出した日 又は申請番号			
介護分野	1	試験	○介護技能評価試験の合格証明書の写し ○介護日本語評価試験の合格証明書の写し ○日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書 （判定結果通知書）の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の 写し	－	○		有	無		有	無
		養成施設	介護福祉士養成施設の卒業証明書の写し	－	○	・介護福祉士養成施設修了により、技能・日本語試験の免除を受ける場合には必要	有	無		有	無
		EPA	直近の介護福祉士国家試験の結果通知書の写し	－	○	・EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了（4年間）として、技能・日本語試験の免除を受ける場合には必要 ・4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したとして技能試験の合格等の免除の対象となる場合には、EPA介護福祉士候補者としての就労・研修を3年10か月以上修了した後、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書を提出し、合格基準点の5割以上の得点であること及びすべての試験科目で得点があることについての確認が必要	有	無		有	無
		技能実習2号	介護技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し	－	○	・技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受ける場合に必要	有	無		有	無
			技能実習生に関する評価調査	参考様式第1－2号	○	・介護技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要	有	無		有	無
	2	介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	分野参考様式第1－1号	○	○特定技能所属機関のものが必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・介護分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無	
	3	介護分野における業務を行わせる事業所の概要書	分野参考様式第1－2号	△ （注2）		有	無		有	無	
		指定通知書等の写し	－	△ （注2）	・介護保険法に基づく事務所の指定を証する書面 ・医療法に基づく病院等の開設許可を証する書面	有	無		有	無	
ビルクリーニング分野	1	試験	○ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し ○日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書（判定結果通知書）の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し	－	○		有	無		有	無
		技能実習2号	ビルクリーニング技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し	－	○	・技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受ける場合に必要	有	無		有	無
			技能実習生に関する評価調査	参考様式第1－2号	○	・ビルクリーニング技能検定（3級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要	有	無		有	無
	2	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	分野参考様式第2－1号	○	○特定技能所属機関のものが必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・ビルクリーニング分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無	
	3	次のいずれかの資料 ・建築物清掃業登録証明書 ・建築物環境衛生総合管理業登録証明書	－	△ （注2）	・1号特定技能外国人を受け入れる営業所のものが必要	有	無		有	無	

**③特定技能所属機関が個人事業主であって、
健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合（直接雇用）**

就労を希望する分野について必要な書類を確認の上、提出してください

番号		必要な書類	書式	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
						○をつける。	過去に提出した日 又は申請番号			
素形材産業分野	1	試験 ○素形材産業分野におけるそれぞれの業務区分に応じた製造分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し ○日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書（判定結果通知書）の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し	—	○	・業務区分と各試験の詳しい対応表は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領—素形材産業分野の基準について—」の別表を参照	有	無		有	無
		技能実習2号 技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し	—	○	・技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受ける場合に必要 ・「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領—素形材産業分野の基準について—」別表（素形材産業）に掲げる職種・作業に係るものに限る。	有	無		有	無
		技能実習生に関する評価調査書	参考様式第1—2号	○	・所定の技能検定（3級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要	有	無		有	無
	2	素形材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	分野参考様式第3—1号	○	○特定技能所属機関のものが必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・素形材産業分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無
産業機械製造業分野	1	試験 ○産業機械製造業分野におけるそれぞれの業務区分に応じた製造分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し ○日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書（判定結果通知書）の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し	—	○	・業務区分と各試験の詳しい対応表は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領—産業機械製造業分野の基準について—」の別表を参照	有	無		有	無
		技能実習2号 技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し	—	○	・技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受ける場合に必要 ・「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領—産業機械製造業分野の基準について—」別表（産業機械製造）に掲げる職種・作業に係るものに限る。	有	無		有	無
		技能実習生に関する評価調査書	参考様式第1—2号	○	・所定の技能検定（3級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要	有	無		有	無
	2	産業機械製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	分野参考様式第4—1号	○	○特定技能所属機関のものが必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・産業機械製造業分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無
電気・電子情報関連産業分野	1	試験 ○電気・電子情報関連産業分野におけるそれぞれの業務区分に応じた製造分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し ○日本語水準に係る次のいずれかの資料 ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書（判定結果通知書）の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し	—	○	・業務区分と各試験の詳しい対応表は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領—電気・電子情報関連産業分野の基準について—」の別表を参照	有	無		有	無
		技能実習2号 技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し	—	○	・技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受ける場合に必要 ・「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領—電気・電子情報関連産業分野の基準について—」別表（電気・電子情報関連産業）に掲げる職種・作業に係るものに限る。	有	無		有	無
		技能実習生に関する評価調査書	参考様式第1—2号	○	・所定の技能検定（3級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要	有	無		有	無
	2	電気・電子情報関連産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	分野参考様式第5—1号	○	○特定技能所属機関のものが必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・電気・電子情報関連産業分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無

**③特定技能所属機関が個人事業主であって、
健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合（直接雇用）**

就労を希望する分野について必要な書類を確認の上、提出してください

番号		必要な書類	書式	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄		
						○をつける。	過去に提出した日 又は申請番号				
建設分野	1	試験	—	○	・申請人のものが必要 ・業務区分と各試験の詳しい対応表は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領—建設分野の基準について—」の別表を参照	有	無		有	無	
		技能実習2号	技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し	—	○	・技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受ける場合に必要 ・「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」別表6－1に掲げる職種・作業に係るものに限る。	有	無		有	無
			技能実習生に関する評価調査	参考様式第1－2号	○	・技能実習2号修了時の所定の技能検定等に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要	有	無		有	無
	2	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	分野参考様式第6－1号	○	○特定技能所属機関のものが必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・建設分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無	
	3	建設特定技能受入計画の認定証の写し	（告示様式第3）	○	・国土交通省による計画認定前に在留資格変更許可申請を行うことは可能ですが、認定後に本書類の追加提出が必要	有	無		有	無	
造船・船用工業分野	1	試験	—	○	・申請人のものが必要 ・次の区分のものが該当 塗装 鉄工 仕上げ 機械加工 電気機械組立て ・造船・船用工業分野特定技能1号試験（仮称）については、上記に加えて溶接も該当	有	無		有	無	
		技能実習2号	技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し	—	○	・技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受ける場合に必要 ・「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」別表（造船・船用工業）に掲げる職種・作業に係るものに限る。	有	無		有	無
			技能実習生に関する評価調査	参考様式第1－2号	○	・技能実習2号修了時の所定の技能検定等に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要	有	無		有	無
	2	造船・船用工業事業者の確認通知書	—	△ （注2）	・特定技能所属機関のものが必要	有	無		有	無	
	3	造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）	分野参考様式第7－1号	○	○特定技能所属機関のものが必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・造船・船用工業分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無	
4	造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）	分野参考様式第7－2号	○	○登録支援機関のものが必要 ○特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画を登録支援機関に全部委託する場合に必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・造船・船用工業分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無		

**③特定技能所属機関が個人事業主であって、
健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合（直接雇用）**

就労を希望する分野について必要な書類を確認の上、提出してください

番号			必要な書類	書式	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○をつける。	過去に提出した日 又は申請番号			
自動車整備分野	1	試験	○技能水準を証するものとして次のいずれか ・自動車整備士技能検定 3 級の合格証明書の写し ・自動車整備特定技能評価試験の合格証明書の写し ○日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書（判定結果通知書）の写し ・日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し	—	○	・申請人のものが必要	有	無		有	無
		技能実習 2 号	外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）の合格証明書又は実技試験の結果通知書の写し	—	○	・技能実習 2 号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受ける場合に必要	有	無		有	無
			技能実習生に関する評価調査	参考様式第 1－2 号	○	・外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要	有	無		有	無
	2	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）	分野参考様式第 8－1 号	○	○特定技能所属機関のものが必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから 4 か月以上経過している場合 ・自動車整備分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無	
	3	自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となることの証明書	—	△ （注 6）	・特定技能所属機関のものが必要 ・協議会の構成員でない場合に提出が必要	有	無		有	無	
	4	道路運送車両法第 7 8 条第 1 項に基づく、地方運輸局長の認証を受けた事業場であることを証する資料	—	△ （注 2）	・特定技能所属機関のものが必要	有	無		有	無	
	5	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）	分野参考様式第 8－2 号	○	○登録支援機関のものが必要 ○特定技能所属機関が適合 1 号特定技能外国人支援計画を登録支援機関に全部委託する場合に必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから 4 か月以上経過している場合 ・自動車整備分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無	
		登録支援機関の支援責任者、支援担当者又はその他外国人の支援を行う者に係る次のいずれかの文書 ・自動車整備士技能検定 1 級又は 2 級の合格証の写し ・実務経験証明書	分野参考様式第 8－3 号 （実務経験証明書）	○	・特定技能所属機関が適合 1 号特定技能外国人支援計画を登録支援機関に全部委託する場合に必要 ・登録支援機関に在籍する者についてのものが必要	有	無		有	無	
	6	自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となることの証明書	—	△ （注 6）	・登録支援機関のものが必要 ・特定技能所属機関が適合 1 号特定技能外国人支援計画を登録支援機関に全部委託する場合に必要 ・協議会の構成員でない場合に提出が必要	有	無		有	無	

**③特定技能所属機関が個人事業主であって、
健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合（直接雇用）**

就労を希望する分野について必要な書類を確認の上、提出してください

番号			必要な書類	書式	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○をつける。	過去に提出した日 又は申請番号			
航空分野	1	試験	○技能水準を証するものとして次のいずれか ・特定技能評価試験（航空分野：空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し ・特定技能評価試験（航空分野：航空機整備）の合格証明書の写し ○日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書（判定結果通知書）の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し	—	○	・申請人のものが必要	有	無		有	無
		技能実習2号	空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写し	—	○	・技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受ける場合に必要	有	無		有	無
			技能実習生に関する評価調査	参考様式第1－2号	○	・空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要	有	無		有	無
	2	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）	分野参考様式第9－1号	○	○特定技能所属機関のものが必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・航空分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無	
		3	【空港グランドハンドリングの業務区分の場合】 ○次のいずれかの資料 ・国管理空港における空港管理規則に基づく構内営業の承認書（写し）、又は、会社管理・地方自治体管理空港における空港管理者による営業の承認、許可を証明する書類（写し） ・航空法に基づく航空運送事業の経営許可書（写し）	—	△ (注2)	・特定技能所属機関のものが必要	有	無		有	無
			【航空機整備の業務区分の場合】 ○次のいずれかの資料 ・航空機整備等に係る能力について国土交通大臣による認定を受けた者であることを証明するもの ・航空機整備等に係る能力について認定を受けた者から業務の委託を受けた者に対しては、委託元に係る上記の書類及び委託契約書（写し）	—	△ (注2)	・特定技能所属機関のものが必要 ・航空機整備の業務区分の特定技能外国人を受け入れる場合に必要 ・航空機整備等の能力については次の能力に限る。 能力3：航空機の整備及び整備後の検査の能力 能力4：航空機の整備又は改造の能力 能力7：装備品の修理又は改造の能力	有	無		有	無
		4	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）	分野参考様式第9－2号	○	○登録支援機関のものが必要 ○特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画を登録支援機関に全部委託する場合に必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・航空分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無
宿泊分野	1	○宿泊業技能測定試験の合格証明書の写し ○日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書（判定結果通知書）の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し	—	○	・申請人のものが必要	有	無		有	無	
	2	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）	分野参考様式第10－1号	○	○特定技能所属機関のものが必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・宿泊分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無	
	3	旅館業許可証（旅館・ホテル営業許可書）	—	△ (注2)	・特定技能所属機関のものが必要	有	無		有	無	
	4	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）	分野参考様式第10－2号	○	○登録支援機関のものが必要 ○特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画を登録支援機関に全部委託する場合に必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・宿泊分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無	

**③特定技能所属機関が個人事業主であって、
健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合（直接雇用）**

就労を希望する分野について必要な書類を確認の上、提出してください

番号			必要な書類	書式	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○をつける。	過去に提出した日 又は申請番号			
農業分野	1	試験	○ 技能水準を証するものとして次のいずれか ・農業技能測定試験（耕種農業全般）の合格証明書の写し ・農業技能測定試験（畜産農業全般）の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書（判定結果通知書）の写し ・日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し	—	○	・申請人のものが必要	有	無		有	無
		技能実習2号	農業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し	—	○	・技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受ける場合に必要	有	無		有	無
			技能実習生に関する評価調書	参考様式第1－2号	○	・農業技能評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要	有	無		有	無
	2	農業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）	分野参考様式第1.1－1号	○	○ 特定技能所属機関のものが必要 ○ 直接雇用の場合 ○ 次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・ 初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・ 農業分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無	
	3	農業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）	分野参考様式第1.1－4号	○	○ 登録支援機関のものが必要 ○ 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画を登録支援機関に全部委託する場合に必要 ○ 次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・ 初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・ 農業分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無	

**③特定技能所属機関が個人事業主であって、
健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合（直接雇用）**

就労を希望する分野について必要な書類を確認の上、提出してください

番号		必要な書類	書式	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
						○をつける。	過去に提出した日 又は申請番号			
漁業分野	1	試験 ○ 技能水準を証するものとして次のいずれか ・ 漁業技能測定試験（漁業）の合格証明書の写し ・ 漁業技能測定試験（養殖業）の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書（判定結果通知書）の写し ・ 日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し	—	○	・ 申請人のものが必要	有	無		有	無
		技能実習2号 漁船漁業技能評価試験（専門級）又は養殖業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し	—	○	・ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受ける場合に必要	有	無		有	無
		技能実習生に関する評価調査	参考様式第1-2号	○	・ 技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要	有	無		有	無
	2	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）	分野参考様式第12-1号	○	○ 特定技能所属機関のものが必要 ○ 次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・ 初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・ 漁業分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無
	3	【特定技能所属機関が農林水産大臣又は都道府県知事の許可又は免許を受けて漁業又は養殖業を営んでいる場合】 次のいずれかの書類 ・ 許可証の写し ・ 免許の指令書の写し ・ その他許可または免許を受け漁業又は養殖業を営んでいることが確認できる公的な書類の写し	—	△ (注2)	・ 特定技能所属機関のものが必要	有	無		有	無
		【特定技能所属機関が漁業協同組合に所属して漁業又は養殖業を営んでいる場合】 次のいずれかの書類 ・ 当該組合の漁業権の内容たる漁業又は養殖業を営むことを確認できる当該組合が発行した書類の写し ・ その他当該組合に所属して漁業又は養殖業を営んでいることが確認できる書類の写し	—	△ (注2)	・ 特定技能所属機関のものが必要	有	無		有	無
		【漁船を用いて漁業又は養殖業を営んでいる場合】 次のいずれかの書類 ・ 漁船原簿謄本の写し ・ 漁船登録票の写し	—	△ (注2)	・ 特定技能所属機関のものが必要	有	無		有	無
	4	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）	分野参考様式第12-2号	○	○ 登録支援機関のものが必要 ○ 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画を登録支援機関に全部委託する場合に必要 ○ 次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・ 初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・ 漁業分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無

**③特定技能所属機関が個人事業主であって、
健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合（直接雇用）**

就労を希望する分野について必要な書類を確認の上、提出してください

番号			必要な書類	書式	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○をつける。	過去に提出した日 又は申請番号			
飲食料品製造業分野	1	試験	○飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験の合格証明書の写し ○日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書（判定結果通知書）の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し	—	○	・申請人のものが必要	有	無		有	無
		技能実習2号	技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し	—	○	・技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受ける場合に必要 ・「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-別表飲食料品製造業分野の基準について-」別表別表（飲食料品製造業）に掲げる職種・作業に係るものに限る。	有	無		有	無
			技能実習生に関する評価調書	参考様式第1-2号	○	・技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要	有	無		有	無
	2	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）	分野参考様式第1.3-1号	○	○特定技能所属機関のものが必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・飲食料品製造業分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無	
	3	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）	分野参考様式第1.3-2号	○	○登録支援機関のものが必要 ○特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画を登録支援機関に全部委託する場合に必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・飲食料品製造業分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無	
外食業分野	1	試験	○外食業特定技能1号技能測定試験の合格証明書の写し ○日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書（判定結果通知書）の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し	—	○	・申請人のものが必要	有	無		有	無
		技能実習2号	医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し	—	○	・技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受ける場合に必要 ・「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-別表飲食料品製造業分野の基準について-」別表別表（飲食料品製造業）に掲げる職種・作業に係るものに限る。	有	無		有	無
			技能実習生に関する評価調書	参考様式第1-2号	○	・医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要	有	無		有	無
	2	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）	分野参考様式第1.4-1号	○	○特定技能所属機関のものが必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・外食業分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無	
	3	保健所長の営業許可証の写し	—	△ (注2)	・特定技能所属機関のものが必要	有	無		有	無	
4	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）	分野参考様式第1.4-2号	○	○登録支援機関のものが必要 ○特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画を登録支援機関に全部委託する場合に必要 ○次のいずれかの場合には協議会の構成員であることの証明書の提出も必要 ・初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合 ・外食業分野における特定技能外国人の申請の際に、協議会の構成員となる旨の誓約書を提出した場合で、その外国人の在留期間更新許可申請を行う場合	有	無		有	無		